

平成20年(ワ)第277号 建物立ち退き・明け渡し請求事件

原 告 中央ランド株式会社

被 告 松平百合

答 弁 書

平成20年2月5日

東京地方裁判所 民事第18部 ろA係 御 中

〒113-0031

東京都文京区根津1丁目16番9号 タウンシップ文京根津2階  
赤木法律事務所(送達場所)

電話 03-5685-6871

FAX 03-5685-6888

被告訴訟代理人

弁護士 赤木 魏たかし

弁護士 佐藤精一

答 弁 書

第1 請求の趣旨に対する答弁

本件各請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

第2 請求の原因に対する答弁

1 第1項は否認する。

被告と訴外株式会社WALL（以下「WALL」という。）とが平成19年4月19日売買契約を結んだとの事実はない。

甲第1号証は偽造文書である。

2 第2項は不知。

仮に、原告がWALLと売買契約を結んだとしても、被告とWALLとの間の売買契約が結ばれていないのであるから、原告は所有権を取得することができない。

3 第3項は否認する。

4 第4項のうち、1724番13の土地（以下「本件土地」という。）、家屋番号1724番13の1の建物（以下「本件建物」という。）、家屋番号1724番13の2の建物（以下「本件貸家」という。）について、平成19年4月26日、被告からWALLに、ついでWALLから原告に、いずれも同日付売買を登記原因として所有権移転登記がなされていることは認め、その余はいずれも否認する。

被告が原告ないしWALLから5400万円と2億9500万円とを受け取ったとの事実はなく、甲第3、4号証はいずれも偽造文書である。

5 第5項は否認し、争う。

被告が、WALLに対して平成19年4月26日明け渡し合意書を差し入れたとの事実はなく、甲第6号証は偽造文書である。

6 第6項は認める。原告は所有権者ではないのに、勝手に解体した。

7 第7項は認める。原告は所有権者ではないのに、勝手に切り倒した。

8 第8項（訴状には「9」とあるが、誤記であり、8が正しいと思われる。）のうち、被告の家族構成、被告が立ち退きを拒否していること、被告が青木二郎弁護士、永松英司弁護士に依頼したこと、原告が青木弁護士や永松弁護士と交渉したこと、永松弁護士が原告に辞任通知をFAXしたことはいずれも認め、その余はいずれも否認する。

永松弁護士が被告の主張を無理であると発言したことはない。

9 第9項（訴状には「10」とあるが、誤記であり、9が正しいと思われる。）

のうち、本件土地、本件建物、本件貸家には国税の差押え登記、銀行等の抵当権設定登記がなされていたことは認め、その余はいずれも否認する。

10 第10項（訴状には「11」とあるが、誤記であり、10が正しいと思われる。）

のうち、被告がWALLとの間で立ち退きが遅れたときに遅延損害金を支払うとの約定を結んだことは否認する。

原告の請求は失当である。

#### 添付書類

1 訴訟委任状

1通

以上

平成20年(ワ)第277号 建物立ち退き・明け渡し請求事件  
原 告 中央ランド株式会社  
被 告 松平百合

## 答 弁 書

平成20年2月5日

東京地方裁判所 民事第18部 ろA係 御 中

〒113-0031

東京都文京区根津1丁目16番9号 タウンシップ文京根津  
2階

赤木法律事務所(送達場所)

電話 03-5685-6871

FAX 03-5685-6888

被告訴訟代理人

弁護士 赤木 E Q \ \*

j c 1 \ \* " F o n t : M S 明朝 " \ \* h p s 1 2  
\ o \ a d ( \ s \ u p 1 1 ( たかし ) , 巍)

弁護士 佐藤精一

## 答 弁 書

### 第1 請求の趣旨に対する答弁

本件各請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

### 第2 請求の原因に対する答弁

1 第1項は否認する。

被告と訴外株式会社WALL(以下「WALL」という。)とが平成19年4月19日売買契約を結んだとの事実はない。

甲第1号証は偽造文書である。

2 第2項は不知。

仮に、原告がWALLと売買契約を結んだとしても、被告とWALLとの

間の売買契約が結ばれていないのであるから、原告は所有権を取得することができない。

3 第3項は否認する。

4 第4項のうち、1724番13の土地（以下「本件土地」という。）、家屋番号1724番13の1の建物（以下「本件建物」という。）、家屋番号1724番13の2の建物（以下「本件貸家」という。）について、平成19年4月26日、被告からWALLに、ついでWALLから原告に、いずれも同日付売買を登記原因として所有権移転登記がなされていることは認め、その余はいずれも否認する。

被告が原告ないしWALLから5400万円と2億9500万円とを受け取ったとの事実はなく、甲第3、4号証はいずれも偽造文書である。

5 第5項は否認し、争う。

被告が、WALLに対して平成19年4月26日明け渡し合意書を差し入れたとの事実はなく、甲第6号証は偽造文書である。

6 第6項は認める。原告は所有権者ではないのに、勝手に解体した。

7 第7項は認める。原告は所有権者ではないのに、勝手に切り倒した。

8 第8項（訴状には「9」とあるが、誤記であり、8が正しいと思われる。）のうち、被告の家族構成、被告が立ち退きを拒否していること、被告が青木二郎弁護士、永松英司弁護士に依頼したこと、原告が青木弁護士や永松弁護士と交渉したこと、永松弁護士が原告に辞任通知をFAXしたことはいずれも認め、その余はいずれも否認する。

永松弁護士が被告の主張を無理であると発言したことはない。

9 第9項（訴状には「10」とあるが、誤記であり、9が正しいと思われる。）のうち、本件土地、本件建物、本件貸家には国税の差押え登記、銀行等の抵当権設定登記がなされていたことは認め、その余はいずれも否認する。

第10項（訴状には「11」とあるが、誤記であり、10が正しいと思われる。）のうち、被告がWALLとの間で立ち退きが遅れたときに遅延損害金を支払うとの約定を結んだことは否認する。

原告の請求は失当である。

#### 添付書類

1 訴訟委任状

1通

以上